

## 公立大学法人公立鳥取環境大学経営審議会規程

平成24年4月1日  
鳥取環境大学規程第4号

### (趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人公立鳥取環境大学定款(以下「定款」という。)第14条第1項に規定する経営審議会(以下「経営審議会」という。)に関し、必要な事項を定める。

### (組織)

第2条 経営審議会は、定款第14条第2項に規定する者をもって構成する。

### (審議事項)

第3条 経営審議会は、定款第18条に掲げる事項のほか、理事長が必要と認める事項を審議する。

### (招集)

第4条 経営審議会は、定款第16条第1項及び第2項の規定に基づき、理事長が招集する。

### (議長)

第5条 経営審議会の議長は、定款第17条第1項の規定に基づき、理事長をもって充てる。  
2 議長に事故があるときは、副理事長がその職務を代理し、また副理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ指名する理事がその職務を代理する。

### (議決)

第6条 経営審議会は、定款第17条第3項及び第4項の規定に基づき、議事を決する。

### (委員以外の者の出席)

第7条 理事長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を経営審議会に出席させ、意見を述べさせることができる。ただし、議決に加わる権利は有しない。

### (議事録)

第8条 議長は、議事録を作成しなければならない。

### (事務)

第9条 経営審議会の事務は、総務課において行う。

### (委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、経営審議会の運営に関し必要な事項は、経営審議会が別に定める。

### 附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

### 附 則(平成27年規程第32号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。